## 商品概要説明書

無担保借換住宅ローン(三菱UFJニコス型)

(令和4年5月1日現在)

商品名	無担保借換住宅ローン(三菱UFJニコス型)
	地区内に在住または在勤の方。
	   お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 80 歳未
	満の方。
ご利用いただける	パラング。   継続して安定した収入のある方。
方	JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証が受けられる方。
	団体信用生命共済に加入できる方。
	その他JAが定める条件を満たしている方。
	現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・
	信販会社等からお借入中の住宅ローン(ただし,お借入後7年以上が経過してい
	るご本人所有物件の住宅ローン) 他金融機関・信販会社等で住宅ローンと別に
	お借入中のリフォームローンを合算してのお取扱いも可。 お借換に伴う諸費用、
	お借換とあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯
	する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)
	については資金使途に含めることができるものとします。
	(住宅関連設備の例)
資金使途	門、塀、車庫、物置。
	宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	太陽光発電システム。
	耐震改修工事費。
	融雪設備機器の購入・設置工事費。
	外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	その他住宅本体以外のもの。
借入金額	10 万円以上 2,000 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	なお、お借入金額によっては、JAの組合員に加入いただく必要がございます。
借入期間	1 年以上 20 年以内とします(ただし、お借換のみの場合は、現在他金融機関・
	信販会社等からお借入中の住宅ローンの残存期間に3年加算した期間を上限と
	します。)。
	次のいずれかよりご選択いただけます。
借入利率	
	【固定変動選択型】
	I

当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年・15年)または、変動金 利(短プラ変動金利型)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によっ てお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、JAの店頭でお 知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利(3年・ 5年・10年 ただし、15年は再選択できません。) を選択することもできます が、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、 利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間 終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わ ります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム レート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率 を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基 準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合 は1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライム レート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適 用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせく ださい。 元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎 月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額 して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金 返済方法 分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額 の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上 限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、 原則として最終期日に一括返済していただきます。 担保 不要です。 JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただ 保証人 きますので、原則として保証人は不要です。 JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金はJAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種 団体信用生命共済 類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。

		田休/=	 用生命共済名		加算利率		
	<b>田休</b>				なし	_	
		信用生命共済(		. <del> </del>			
		継続入院特約付			年0.2%		
		疾病保障特約何			年0.2%	_	
	ご希望に	より「9大疾病	「補償保険」に	ご加入いたた	ごけます。ご利	用にあたって	
9 大疾病補償保険	は借入利	率に以下の利率	が加算されま	す。			
	年0.3	%					
	・融資実行	手数料	• •	• • • • •	・最大 55,00	00 円	
	・一部繰上返済手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
手数料	( J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料 )						
	・全部繰上	返済手数料			・最大 110,6	000 円	
	・条件変更	手数料			・最大 11,00	00 円	
	・事務手続	手数料(お借入時	<b>持以後、固定金</b> 和	を選択する都度	度)最大 11,0	00 円	
	苦情処理	措置					
	本商品に	かかる相談・苦	情(以下「菩	情等」という	う)につきまし	ては、JA本	
	支店(所	) にお申し出く	ださい。JA	では規則の制	制定など苦情等	に対処する態	
	勢を整備	し、迅速かつ適	切な対応に努	め、苦情等の	解決を図りま	す。	
 苦情処理措置		Aバンク相談所					
および		ております。			,		
紛争解決措置の	紛争解決						
内容		·□ー 争解決機関を利	用して解決を	図りたい場合	は、次の機関	を利用するこ	
	とができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、J Aバンク相談所にお申し出ください。						
	おハノソ相談別にの中し山へださい。						
	と と連絡先	は最下部に掲載	しております	0			
	お申込み	 に際しては、J	AおよびJA	が指定する例		UFJニコス	
	株式会社	)において所定	の審査をさせ	ていただきま	す。審査の結	果によっては、	
	ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。						
その他	印紙税が別途必要となります。						
	現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合						
	わせくだ			•			
		 、お近くのJA	<u></u> 窓口もしくは	 下記へお問い	合わせくださ	, <b>\</b> _	
	JA広島市		JA佐伯中央	0829-39-3213	JA尾道市	0848-36-5444	
お問い合わせ窓口	中央ローンセンター	0120-850-114	JA広島中央	082-422-2179	JA福山市	084-924-2372	
	西ローンセンター	0120-850-127	JA芸南	0846-45-1241	JA広島北部	0826-42-0941	
		0120-050-127	JA広島ゆたか	0823-66-3710	JA三次	0824-63-9924	
ショッ・ロックに必日	南ローバルバター		2 ( ) (A CO 19 (C 1)				
27 -V -   17 E /   1	南ローンセンター						
271-JV 1417 E/MH	JA 呉	0823-24-3132	JA三原	0848-63-3436	JA庄原	0824-72-0382	
201-JV - LI 10 C/04 LI							

## 苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

## JAバンク広島の各担当部署の連絡先

JA名	部署名	電話番号
広島市	融資部 債権保全課	082-831-5923
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 融資審査健全課	082-822-6212
佐伯中央	リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	総務部 リスク管理課	082-422-6168
芸南	管理部 リスク管理課	0846-45-1245
広島ゆたか	総務課	0823-66-2011
三原	リスク管理室	0848-63-3480
尾道市	総合企画部 リスク管理課	0848-23-3331
福山市	金融共済部 融資課	084-924-2372
広島北部	金融共済部 融資課	0826-42-0941
三次	金融共済部 融資課	0824-63-9924
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	JAバンク推進部 融資推進課	082-248-9527

## 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600